

概 要

調査の概要

1 調査の対象

人口動態統計は、戸籍法及び「死産の届出に関する規程」により届出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産のうち、日本における日本人の事件を対象とする。

2 観察対象の範囲

出生 } 平成16年1月1日から平成17年1月14日までに届出られたもののうち、平成16年中に
死亡 } 事件発生があったものを出生は子の、死亡は死亡者の、死産は母の住所地に基づ
死産 } いて取りまとめた。
婚姻 } 平成16年1月1日から同年12月31日までに届出られたものを婚姻は夫の、離婚は別居
離婚 } する前の住所地に基づいて取りまとめた。

3 諸率の算出

$$(1) \text{ 出生 (死亡) 率} = \frac{\text{出生数 (死亡数)}}{\text{人口 (10月1日現在)}} \times 1,000$$

$$(2) \text{ 自然増加率} = \frac{(\text{出生数}) - (\text{死亡数})}{\text{人口 (10月1日現在)}} \times 1,000$$

$$(3) \text{ 乳児 (新生児・早期新生児) 死亡率} = \frac{\text{乳児 (新生児・早期新生児) 死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$(4) \text{ 周産期死亡率} = \frac{(\text{生後1週未満の乳児死亡数}) + (\text{妊娠満22週以後の死産数})}{(\text{出生数}) + (\text{妊娠満22週以後の死産数})} \times 1,000$$

$$(5) \text{ 死産率} = \frac{\text{死産数}}{(\text{出生数}) + (\text{死産数})} \times 1,000$$

$$(6) \text{ 婚姻 (離婚) 率} = \frac{\text{婚姻 (離婚) 数}}{\text{人口 (10月1日現在)}} \times 1,000$$

$$(7) \text{ 死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口 (10月1日現在)}} \times 100,000$$

$$(8) \text{ 妊産婦死亡率} = \frac{\text{妊産婦死亡数}}{(\text{出生数}) + (\text{死産数})} \times 1,000$$

4 表章記号

－ 計数のない場合	・ 統計項目のありえない場合
… 計数不明の場合	0.0 単位の2分の1未満の場合

5 諸率の算出に用いた日本人人口

全 国、茨城県男女別人口 資料：「平成16年10月1日現在推計人口」（総務庁統計局）

保健所、市町村男女別人口 資料：「茨城県常住人口調査（平成16年10月1日現在）」（茨城県企画部統計課）から平成12年国勢調査時の外国人及び年齢不詳の者を除いた。

6 死因分類等の改正

死因統計に使用する死因分類表及び死亡統計の基礎資料である死亡診断書等が平成7年1月から改正された。死因分類等の改正及び死因統計に与える影響、死因分類の新旧対象表、乳児死因分類表については次のとおりである。

死因分類等の改正及び死因統計に与える影響について

1 ICD-10の導入と死亡診断書の改正

(1) ICD-10の導入

人口動態統計では死亡原因の分類にWHOが設定した基本的な分類及びそれを日本用に整理・統合した各種の分類表を使用している。これらの分類は医学の進歩に伴い、ほぼ10年毎に修正されており、最新の分類は1990年（平成2年）の第43回世界保健機関総会で採択された「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正（ICD-10）（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, Tenth Revision 以下「ICD-10」と言う。）である。

(2) 死亡診断書の改正

ICD-10の導入に伴い、死亡診断書についても全面的な改正を行った。死亡原因に関係する主な改正点は以下のとおりである。

- ① 死亡診断書記入欄を1欄増設した
- ② 死亡原因記入欄に「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」との注意書きを加えた

(3) ICD-10の導入及び死亡診断書の改正の経緯

- ① 平成2年5月 世界保健機関総会は各国に対し、ICD-10を使用するよう勧告
- ② 平成4年7月 日本で死亡診断書等検討委員会設置
ICD-10を導入するため、死亡診断書の改正作業に着手
- ③ 平成6年1月 死亡診断書改正の中間報告
- ④ 平成6年2～5月 死亡診断書の改正について医師に対し、各都道府県毎に講習会を開催
- ⑤ 平成7年1月 日本の人口動態統計にICD-10の導入及び死亡診断書の改正実施

2 死因統計に関する主な変更点

(1) 死亡原因選択ルールの明確化

死亡診断書に記載された複数の疾患から原死因の一つを選び出すために原死因選択ルールがある。ICD-10ではこの原死因選択ルールに具体的な疾患の事例が追加され、より国際的統一が図られるようになった。

(2)表章項目の変更

- ① 肺炎 肺炎及び気管支炎（ICD-9）
疾患構造の変動に伴って、乳幼児・青年期の肺炎及び気管支炎による死亡が激減し、高齢者が衰弱して死に至る過程の肺炎が多くなっている。この実態をよりよく示す指標として肺炎に変更した。
- ② 肝疾患 慢性肝疾患及び肝硬変（ICD-9）
分類がより詳細になったため、それらを一括して肝疾患とした。
- ③ 腎不全 腎炎、ネフローゼ症候群及びネフローゼ（ICD-9）
疾患構造の変動に伴って、感染による腎炎やネフローゼ症候群は減少しているため、これらを特別に取り上げた名称ではなく、腎機能に関わる指標として腎不全に変更した。

3 改正が死因統計に与えた影響

(1) 心疾患による死亡数の減少

死亡診断書の死亡原因記入欄への注意書き（「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」）により心不全の記入が減少し、心疾患による死亡数が大幅に減少した。

(2) 脳血管疾患による死亡数の増加と肺炎による死亡数の減少

死亡原因選択ルールの明確化による。

(例) 肺炎	_____	ICD-9 肺炎
肺炎と因果関係の弱い脳出血	_____	ICD-10 脳出血

ICD-10では、肺炎に影響を与えた疾患として、脳出血を死亡原因とする。

(3) 糖尿病による死亡数の増加

死亡原因選択ルールの明確化による。

(例) 慢性腎不全	_____	ICD-9 慢性腎不全
慢性腎不全と因果関係の弱い糖尿病	_____	ICD-10 糖尿病性腎症

ICD-10では、慢性腎不全を糖尿病の合併症とみて、糖尿病性腎症を死亡原因とする。

(4) 肝硬変による死亡数の減少と肝の悪性新生物による死亡数の増加

死亡原因選択ルールの明確化による。

(例) 肝硬変	_____	ICD-9 肝硬変
肝硬変と因果関係の弱い肝癌	_____	ICD-10 肝 癌

ICD-10では、肝硬変より明確な疾患である肝癌が記載されているので、肝癌を死亡原因とする。

(5) 悪性新生物の部位別（胃、大腸）死亡数の増加

ICD-10で、初めて転移部位リスト（骨、脳、肝、肺、リンパ節等）が示され、その他の部位との組み合わせでは、転移部位に原発性と判断する記載がない場合は転移部位を原死因としなくなった。

(例) 胃 癌	_____	ICD-9 肺
肺 癌	_____	ICD-10 胃

ICD-10では、肺は転移とみて胃癌を死亡原因とする。

(例) 胃 癌	_____	ICD-9 肺
肺線癌	_____	ICD-10 肺

肺は転移部位リストにあるが、原発と判断できるので、ICD-10でも肺癌を死亡原因とする。

4 平成7年の死因統計上に数値の大幅な変化がみられるが、これは、死因分類及び死亡診断書の改正等によるところが大きく、死亡傾向が急激に変化したものとは考えられない。分類の改正が行われた際はこのような現象が起こることがあり、死亡の的確な傾向判断は新分類による今後の動向によらねたい。

死因分類表の新旧対照表

死因分類 コード	分 類 名	簡単分類コード (ICD-9)
01000	感染症及び寄生虫症	1-4, 6-25, 84, 5の大部, 26の一部 (135, 1361を除く) 79の一部 (670の一部), 89の一部 (279)
01100	腸管感染症	1-4
01200	結核	5 (0114の一部, 0119Aを除く), 6
01201	呼吸器結核	5 (0114の一部, 0119Aを除く)
01202	その他の結核	6
01300	敗血症	13
01400	ウイルス肝炎	18, 19
01401	B型ウイルス肝炎	18
01402	C型ウイルス肝炎	19の大部
01403	その他のウイルス肝炎	19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	89の一部 (2798の大部)
01600	その他の感染症及び寄生虫症	7-12, 14-17, 20-25, 26の一部 (135, 1361を除く), 79の一部 (670の産科的破傷風) 84, 89の一部 (2798の残り)
02000	新生物	28-38, 41の一部, 89の一部
02100	悪性新生物	28-37, 38の一部, 89の一部
02101	口唇, 口腔及び咽喉頭の悪性新生物	37の一部 (140-149)
02102	食道の悪性新生物	28
02103	胃の悪性新生物	29
02104	結腸の悪性新生物	37の一部 (153)
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	30 (肛門を除く)
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	31 (1991Cを除く)
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	37の一部 (156)
02108	膵の悪性新生物	32
02109	喉頭の悪性新生物	37の一部 (161)
02110	気管, 気管支及び肺の悪性新生物	33
02111	皮膚の悪性新生物	37の一部 (172-173)
02112	乳房の悪性新生物	34
02113	子宮の悪性新生物	35 (181を除く)
02114	卵巣の悪性新生物	37の一部 (1830)
02115	前立腺の悪性新生物	37の一部 (185)
02116	膀胱の悪性新生物	37の一部 (188)
02117	中枢神経系の悪性新生物	37の一部 (191, 192, 1943-1944)
02118	悪性リンパ腫	37の一部 (201, 200・202の大部)
02119	白血病	36, 89の一部
02120	その他のリンパ組織, 造血組織及び関連組織の悪性新生物	37の一部, 89の一部
02121	その他の悪性新生物	30の一部 (肛門), 31の一部 (1991C) 35の一部 (181), 37の残り
02200	その他の新生物	38の大部, 41の一部, 89の一部
02201	中枢神経系のその他の新生物	38の一部
02202	中枢神経系を除くその他の新生物	38の一部, 89の一部, 41の一部 (不応性貧血)
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	26の一部 (135), 41 (不応性貧血を除く) 89の一部 (HIVを除く免疫機構の障害の大部)
03100	貧血	41 (不応性貧血を除く)
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	26の一部 (135), 89の一部 (HIVを除く免疫機構の障害の大部)
04000	内分泌, 栄養及び代謝疾患	39, 40, 89の一部
04100	糖尿病	39
04200	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	40, 89の一部
05000	精神及び行動の障害	42, 89の一部
05100	血管性及び詳細不明の痴呆	42の大部 (2901の一部及び2903を除く290)
05200	その他の精神及び行動の障害	42の一部, 89の一部
06000	神経系の疾患	43, 44, 60・89・101の一部
06100	髄膜炎	43
06200	脊髄生筋萎縮症及び関連症候群	44の一部 (335)
06300	パーキンソン病	44の一部 (332)
06400	アルツハイマー病	44の一部 (2901の一部及び3310)
06500	その他の神経系の疾患	44の一部, 60の一部 (435), 89の一部, 101の一部 (悪性症候群)
07000	眼及び付属器の疾患	89の一部 (眼の疾患)
08000	耳及び乳様突起の疾患	89の一部 (耳の疾患)

死因分類 コード	分類名	単分類コード (ICD-9)
09000	循環器系の疾患	45-55, 58-59, 56の大部, 60 (435を除く), 61#の大部
09100	高血圧性疾患	48, 49
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	48
09102	その他の高血圧性疾患	49
09200	心疾患 (高血圧性を除く)	45の一部 (391), 46, 51-52, 54-55, 56の大部
09201	慢性リウマチ性心疾患	46, 54の一部
09202	急性心筋梗塞	51 (410の大部)
09203	その他の虚血性心疾患	52
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	54の一部
09205	心筋症	56の一部
09206	不整脈及び伝導障害	56の一部
09207	心不全	55
09208	その他の心疾患	45の一部 (391), 56の一部
09300	脳血管疾患	58, 59, 60 (435を除く)
09301	くも膜下出血	60の一部 (430)
09302	脳内出血	58の一部 (431)
09303	脳梗塞	59
09304	その他の脳血管疾患	58-60の残り (435を除く)
09400	大動脈瘤及び解離	61の一部 (441)
09500	その他の循環器系の疾患	45の一部61の一部 (441, 446, 459を除く)
10000	呼吸器系の疾患	5の一部 (0114の一部, 0119A), 62-68, 89の一部 (511の一部, 7991の大部)
10100	インフルエンザ	64
10200	肺炎	63
10300	急性気管支炎	62
10400	慢性閉塞性肺疾患	67, 66の一部, 89の一部 (496)
10500	喘息	68
10600	その他の呼吸器系の疾患	5の一部 (0114の一部, 0119A), 66の一部, 89の一部 (511の一部, 7991の大部)
11000	消化器系の疾患	69-74, 89の一部
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	69
11200	ヘルニア及び腸閉塞	71
11300	肝疾患	73, 74
11301	肝硬変 (アルコール性を除く)	73の一部 (5715, 5716)
11302	その他の肝疾患	73の残り, 74
11400	その他の消化器系疾患	70, 72, 89の一部
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	89の一部 (680-709)
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	89の一部 (710-739, 274, 2794)
14000	尿路性器系の疾患	76-77, 89の一部
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	76・89の一部
14200	腎不全	76・77の一部
14201	急性腎不全	76の一部 (584)
14202	慢性腎不全	77の一部 (585)
14203	詳細不明の腎不全	77の一部 (586)
14300	その他の尿路性器系の疾患	77の一部, 89の一部 (7880)
15000	妊娠, 分娩及び産じょく	79 (670の産科的破傷風を除く), 80
16000	周産期に発生した病態	82, 85-87, 81の一部
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	87の一部
16200	出産外傷	82の一部
16300	周産期に特異的な呼吸傷害及び心血管障害	82の大部, 81の一部
16400	周産期に特異的な感染症	85, 86, 87の一部
16500	胎児及び新生児の出血性傷害及び血液障害	87の大部
16600	その他の周産期に発生した病態	87の残り
17000	先天奇形, 変形及び染色体異常	81の大部
17100	神経系の先天奇形	81の一部 (740-742の大部)
17200	循環器系の先天奇形	81の一部 (745-746, 747の大部)
17201	心臓の先天奇形	81の一部 (745-746)
17202	その他の循環器系の先天奇形	81の一部 (747の大部)
17300	消化器系の先天奇形	81の一部 (749-751)
17400	その他の先天奇形及び変形	81の一部
17500	染色体異常, 他に分類されないもの	81の一部 (758)

死因分類 コード	分類名	簡単分類コード（ICD-9）
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	88, 89 (7991の大部及び7880を除く)の一部, 56の一部, 61の一部 (4590)
18100	老衰	88
18200	乳幼児突然死症候群	89の一部 (7980)
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	89の残り, 56の一部, 61の一部 (4590)
20000	傷病及び死亡の外因	E104--E117
20100	不慮の事故	E104--E114
20101	交通事故	E104, E105
20102	転倒・転落	E107
20103	不慮の溺死及び溺水	E110
20104	不慮の窒息	E111
20105	煙、火及び火災への暴露	E108
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	E106
20107	その他の不慮の事故	E109, E112-E114
20200	自殺	E115
20300	他殺	E116
20400	その他の外因	E117

注： この比較表は、死因分類（ICD-10）の各項目に該当する死因簡単分類（ICD-9）の分類項目及び分類項目の一部である基本分類を掲げたものである。

分類番号のみ記載されている場合は、おおむねその全てが該当し、「…の一部」と記載されている場合は、死因分類のいくつかの項目に分類されることを示す。なお、「…の一部」又は「…の残り」として、具体的に基本分類が明示されていないものは、多岐にわたるため省略した。

乳児死因分類表

乳児死亡について、重要な死因を把握するための分類表である。なお、乳児死亡を全体として概観する場合には、死因分類表を使用する。

乳児死因 分類コード	分類名	乳児死因 分類コード	分類名
Ba 01	腸管感染症	Ba 29	周産期に発生した心血管障害
Ba 02	敗血症（新生児の細菌性敗血症を除く）	Ba 30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
Ba 03	麻疹	Ba 31	新生児の細菌性敗血症
Ba 04	ウイルス肺炎	Ba 32	その他の周産期に特異的な感染症
Ba 05	その他の感染症及び寄生虫症	Ba 33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
Ba 06	悪性新生物	Ba 34	その他の周産期に発生した病態
Ba 07	白血病	Ba 35	先天奇形、変形及び染色体異常
Ba 08	その他の悪性新生物	Ba 36	神経系の先天奇形
Ba 09	その他の新生物	Ba 37	心臓の先天奇形
Ba 10	栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	Ba 38	その他の循環器系の先天奇形
Ba 11	代謝障害	Ba 39	呼吸器系の先天奇形
Ba 12	髄膜炎	Ba 40	消化器系の先天奇形
Ba 13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba 41	筋骨格系の先天奇形及び変形
Ba 14	脳性麻痺	Ba 42	その他の先天奇形及び変形
Ba 15	心疾患（高血圧性を除く）	Ba 43	染色体異常、他に分類されないもの
Ba 16	脳血管疾患	Ba 44	乳幼児突然死症候群
Ba 17	インフルエンザ	Ba 45	その他の全ての疾患
Ba 18	肺炎	Ba 46	不慮の事故
Ba 19	喘息	Ba 47	交通事故
Ba 20	ヘルニア及び腸閉塞	Ba 48	転倒・転落
Ba 21	肝疾患	Ba 49	不慮の溺死及び溺水
Ba 22	腎不全	Ba 50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん
Ba 23	周産期に発生した病態	Ba 51	その他の不慮の窒息
Ba 24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba 52	煙、火及び火災への曝露
Ba 25	出産外傷	Ba 53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
Ba 26	出生時仮死	Ba 54	その他の不慮の事故
Ba 27	新生児の呼吸窮迫	Ba 55	他殺
Ba 28	周産期に発生した肺出血	Ba 56	その他の外因